

部局間学術交流協定に基づく派遣交換留学生募集要項

2020 年度秋学期

I. プログラム概要

- 留学先：国立台湾師範大学・教育学院（College of Education, National Taiwan Normal University）
- 留学期間：秋学期 2020 年 9 月上旬－2021 年 1 月中旬
- 募集時期：2020 年 3 月 5 日－4 月 30 日(学内応募締切：2020 年 4 月 15 日)
- プログラム：<http://ap.itc.ntnu.edu.tw/istudent/IE/>
- 応募人数：2 名

II. 応募要件

1. 応募資格：

応募資格者は、次の全てを満たす基とする。

- 教育学研究科・教育学部の正規大学院学生また学部学生で、学業、人物ともに優秀な者
- 留学希望大学等において、専門分野に関する教育を受け、また、その他の活動等を行うために十分な語学能力がある者
 - ① 英語：TOEFL iBT 61 (ITP500)、TOEIC (600) また IELTS 5.5 以上のスコアを 2018 年 10 月 1 日以降に取得していること。
 - ② 英語以外：留学希望大学などが語学要件を定めている場合、その要件を満たすこと。

2. その他条件

- 留学期間中に本学における在籍身分が「休学」とならないこと。
- 授業履修などのやむを得ない場合を除き、オリエンテーション、事後報告会の全てに参加すること。
- 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続すること。
- 必ず学研災付帯 海学留学保険に加入すること。

III. 応募方法

1. 応募書類の提出

① 応募書類

	応募書類等	様式	備考
1	派遣交換留学生候補者調書等	所定	記入例を必ず確認のうえ作成すること。
2	指導教員等の推薦状	所定	指導教員などの署名（又は記名押印）が必要。
3	学業成績証明書		大学院1年生は、学部の成績証明書も提出すること。なお、他大学等の成績表を提出する場合は、当該大学の成績評価基準を示す資料も一緒に提出すること。
4	語学能力証明書の写し		留学希望大学等に応じた要件を満たしていることが証明可能なスコアシート等。
5	誓約書	所定	2部作成し、1部を提出し、もう1部は各自保管しておくこと。なお、保証人は以下のとおりとすること。 ※日本人学生：成人した家族及び親戚 留学生：成人した家族及び親戚または指導教員

様式ダウンロード

上表中の所定様式は、教育学研究科ホームページからダウンロードし作成すること。

〔提出書類作成上の留意事項〕

- 提出書類は全て A4 判に統一すること。
 - 提出書類一式の原本 1 部（ホッチキス止めしない）及び写し 3 部（ホッチキス止める）の計 4 部を提出すること。
 - 作成すべき当事者本人が作成したものではないことが判明した場合は不合格とする。
- #### 2. 応募書類提出方法

教育学研究科・教育学部教務担当係まで応募書類を提出してください。

3. 応募書類提出期限

2020年4月15日17:00迄

IV. 選考・結果通知

1. 一次選考：書類選考

2. 二次選考：面接選考

一次選考後、二次選考対象者に、教務担当係を通じて連絡する。

「参考」各選考における評価のポイント

- ① 留学の目的及び動機
- ② 授業・研究活動および学生生活に対する姿勢
- ③ 異文化適応能力
- ④ 問題解決力
- ⑤ 語学力および学業成績

3. 選考の結果通知

2020年4月20日（予定）、教務担当係を通じてお知らせする。

V. 留学経費等

1. 経費負担

留学に要する全ての経費（海外旅行保険代、往復渡航費、住居費等）は、留学生本人の自己負担とする。

2. 授業料

部局間学術交流協定の授業料不徴収条項に基づき、協定校からは授業料は徴収されない。（ただし、大学によっては授業料又は申請費、参加費、施設使用料等が徴収される場合がある） 本学の授業料は納付する必要があるのでご留意ください。

3. 海外旅行保険

交換留学生として派遣することが決定した場合、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するため、「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」（以下、「付帯海学」という。）への加入を必須としている。なお、留学期間中、留学先大学等が加入を求める保険がある場合、上記の海外旅行保険と合わせて加入する必要がある。各加入の保険料は留学生本人の自己負担とする。

付帯海学 http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/safety/futai_kaigaku/

VI. その他

1. 留学相談

本留学プログラムに関する疑問に、教育学研究科・国際交流支援室担当教員がお答えするので積極的にご活用ください。

2. 合格の取り消し

- ① 留学希望大学等の入学許可が得られなかったとき
- ② 留学開始時期（留学先大学により異なる）に応募条件を満たしていないとき
- ③ 健康を害し留学が困難となったとき
- ④ 派遣交換留学誓約書に記載された事項を守れないとき
- ⑤ その他、留学が適当でないと認めるとき

3. 留学先における受入可否、および教育学研究科・教育学部などの決定

原則として本学の指導及び本人の希望により申請を行うが、留学希望大学等の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りない。留学希望大学からの入学許可をもって、派遣留学生としての身分が決定する。

4. 入学手続き及び渡航手続き等

本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となる。

5. 不測の事態等による派遣の中止・中断

交換留学への参加を辞退する場合、「VI.その他（3）合格の取り消し」に該当する場合、またはテロ・自然災害等不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合は、理由を問わず、派遣前・後に発生した一切の費用（キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む）は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できない。